

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまを支援します

トライアル雇用奨励金のご案内

**平成25年度から、トライアル雇用制度を一本化(障害者トライアルを除く)しました。
また、対象者要件も下記の取扱いに変更しました。**

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3カ月間の試行雇用(トライアル雇用)により、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

そのため、トライアル雇用求人に対しては、対象者の中でも、「トライアル雇用の活用による就職支援が特に必要」と公共職業安定所長が判断した人を紹介することになります。

事業主の皆さまには「トライアル雇用」を活用した積極的な求人をお願いします。

「トライアル雇用」の対象者は？

『職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者』であって、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、職業相談などを通じて公共職業安定所長がトライアル雇用が必要であると認めた人が対象となります。

① **これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する人**

② **離転職を繰り返している人(注1)**

(注1) 過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している状態にある人であって、
今後は長期的に安定した就業を希望する人。

③ **直近で1年を超えて失業している人(注2)**

(注2) 直近で1年を超えて就業※していない場合に対象となります。
※パート・アルバイトなど正社員以外の就業形態も含まれます。

④ **その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する人(注3)**

(注3) 母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレス、その他トライアル雇用の活用が必要と認める者

奨励金の支給額は？

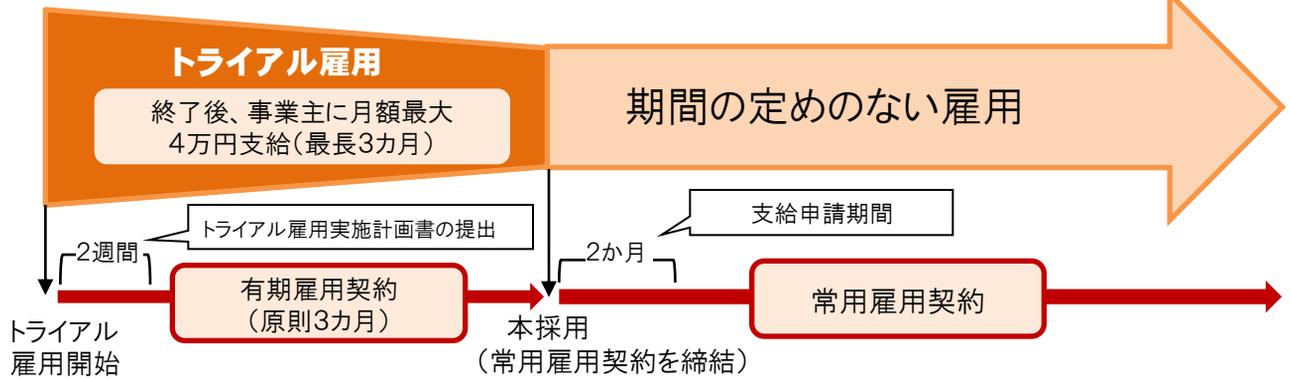
事前に、トライアル雇用求人をハローワークに提出し、ハローワークの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、**対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3か月間)の奨励金**を受けることができます。

ご注意!

- ◆ トライアル雇用については、原則求人数を超えたトライアル雇用対象者の紹介は行いません。また、求人数を超えたトライアル雇用の実施もできません。
- ◆ トライアル雇用対象者の選考については、書類選考ではなく、面接選考を実施してください。



「トライアル雇用」のイメージは？



※トライアル雇用開始日から2週間以内に対象者を紹介したハローワークに実施計画書をご提出ください。

※奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークに支給申請書を提出する必要があります。申請期限を1日でも過ぎると奨励金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も繰り上がりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへご連絡ください。

支給対象事業主の要件は？

受給できる事業主は、下表の1から20までのすべてに該当する事業主です。

1	ハローワークまたは地方運輸局の紹介により対象労働者をトライアル雇用として雇い入れる。
2	ハローワークまたは地方運輸局からトライアル雇用に係る職業紹介を受ける以前に、対象労働者を雇用することを約していない。
3	トライアル雇用労働者の雇用保険の被保険者資格取得を行う。
4	過去6か月前からトライアル雇用終了日までの間に、トライアル雇用に係る事業所で被保険者を事業主の都合で離職させたことはない。
5	過去6か月前からトライアル雇用終了日までの間に、特定受給資格者となる離職理由により被保険者を3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者全体の数の6%を超えていない。
6	過去3年間において、対象労働者を雇用したことがない。
7	過去3年間において、対象労働者について職場適応訓練を行ったことがない。
8	過去1年間において、対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にはない。
9	代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）以外の対象労働者を雇い入れている。
10	労働関係帳簿を整備・保管している。
11	トライアル雇用期間中において、対象労働者に対する賃金を支払期日内に支払っている。
12	トライアル雇用労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為がない。
13	高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない。
14	過去3年間において、雇用保険二事業の助成金等について不正受給を行ったことがない。
15	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない。
16	過去1年間において、労働関係法令違反により送検処分を受けたことはない。
17	風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主ではない。
18	暴力団に関係する事業主ではない。
19	倒産していない。
20	季節労働者のトライアル雇用を実施する場合、指定地域に所在する事業所において、指定業種以外の事業を行っている。

奨励金の支給には、この他にも要件がありますので、詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。